

高知県新エネルギー導入促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本県の自然条件等の強みを十分に生かし、地球温暖化対策に寄与するとともに、産業振興や県民生活の向上につなげていくため、新エネルギーの導入促進のあり方について検討する新エネルギー導入促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は以下の事項について協議し、本県における新エネルギー導入促進に関して、県及び関係団体等に対し、提言・助言を行う。

- (1) 新エネルギーの普及啓発に関すること
- (2) 新エネルギー導入促進のための支援策に関すること
- (3) 高知県新エネルギービジョンの進捗状況の検証、評価等に関すること
- (4) その他新エネルギー導入促進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる、

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(外部アドバイザー)

第9条 会長は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、協議会に諮ったうえで、適宜外部アドバイザーを委嘱し、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課において行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

(召集の特例)

- 2 この要綱に施行後の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が召集する。